



平成28年11月9日

柏崎市長 会 田 洋 様

柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会
委員長 佐藤 俊雄

審査結果報告

柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会は、柏崎市のガス事業を将来にわたって安全で安定的に経営をしていくことができる最も優れた事業者を選定するために検討、審査を行ってきました。

下記のとおり、審査結果を報告します。

記

本委員会は、次のとおり最優秀提案者及び優秀提案者を選定した。

最優秀提案者	北陸瓦斯株式会社
優秀提案者	伊丹産業株式会社

経過及び選定理由の概要

平成28年3月1日に設置された本委員会は、5回にわたり委員会を開催し、5人の委員による総合的な審議を行ってきた。

当初、募集要項、提案要領及び審査基準を決定し、平成28年5月9日に公募を開始したところ、6者から関連資料の開示申し込みがあった。平成28年6月15日から17日の間に3者から第一次審査(資格審査)への応募があり、3者全てが第一次審査に合格した。

その後、平成28年9月14日から16日の間、第一次審査合格者の内、2者から第二次審査(事業提案書)の提出があった。提案内容の書面評価を行い、平成28年11月8日に提案に対するヒアリングを実施し、委員会で厳正な審査の結果、最優秀提案者、優秀提案者を選定した。

提案内容を、事業提案評価70点、価格提案評価30点、合計100点で評価した。最優秀提案者の北陸瓦斯株式会社は、事業提案評価61点、価格提案評価30点、合計91点であり、譲受希望価格は6億4千万円(税抜)であった。

優秀提案者の伊丹産業株式会社は、事業提案評価49点、価格提案評価25.5点、合計74.5点であり、譲受希望価格は52億1千7百万円（税抜）であった。

2者共に、市の要請事項を十分理解した提案であった。最優秀提案者の北陸瓦斯株式会社は、新潟県内で長年にわたってガス事業を営んでおり、これまでも安定的にガス供給をしてきた事業者である。提案は、同社の実績と市ガス事業の実情を踏まえたものであった。特に市ガス公認工事店の処遇及びお客さまに対する利便性の確保においては、実現性の高いものと評価した。

審査の経過及び選定理由の詳細については次のとおりである。

1 ガス事業民営化の経緯

市は、市長の附属機関である柏崎市ガス事業検討委員会（以下、「検討委員会」という。）から平成 18 年 12 月 20 日に「柏崎市の公営ガス事業は民営化することが望ましい」との答申を受け、平成 21 年度の民営化に向け作業を開始した。

しかし、平成 19 年 7 月 16 日に発生した中越沖地震でガス設備が被災し、復旧費用に多額の災害復旧債を借り入れたために作業を延期することとなった。

今般、その災害復旧債の借入残額が平成 29 年度末で繰上償還が可能となる見込みとなったため、平成 30 年 4 月の民営化に向けて作業を再開した。

市は、本民営化をお客さま、ガス関係事業者の皆さま及び市にとって有益なものとするとともに、円滑かつ着実に推進するために柏崎市ガス事業民営化基本方針（以下、「基本方針」という。）を平成 27 年 12 月に策定した。その中で、民営化方法は事業譲渡方式を用いることとした。なお、譲渡後、市はガス事業に関与しない方針である。

2 ガス事業譲渡先の選定方法

譲渡先は、事業提案と価格提案を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式で選定することとした。

選定は、将来にわたって安全で安定的に経営していくことができる最も優れた事業者を公平、公正に選定するため、専門的知識を有する有識者等で構成する柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定することとする。

選定委員会では、適切な譲渡先を選定するための募集要項、提案要領、審査基準等を決定するとともに、事業者から提出される事業提案について審査を行う。

選定委員会の審査により最優秀提案者及び優秀提案者を選定し、この報告を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会委員名簿

選出区分	委員会役職	氏 名	役 職 名 等
有識者 1 名	委員長	佐藤 俊雄	柏崎信用金庫 前理事長
関係団体の 代表者等 3 名	副委員長	柳 清岳	柏崎商工会議所 専務理事
	委 員	岩崎 竜也	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
	委 員	齋藤 圭子	行政書士法人アシスト新潟 行政書士
柏崎市	委 員	春川 修一	柏崎市ガス水道局長

3 選定委員会開催の経過と議事内容

選定委員会開催の経過と議事内容は以下のとおりである。

(1) 第1回

日 時：平成 28 年 3 月 24 日（木）午後 1 時 00 分～

議 事：柏崎市ガス事業概要について

柏崎市ガス事業譲渡に関する募集要項（案）について
柏崎市ガス事業譲渡に関する提案要領（案）について
柏崎市ガス事業譲渡に関する審査基準（案）について
柏崎市ガス事業譲渡に関する審査方法（案）について

(2) 第2回

日 時：平成 28 年 4 月 22 日（金）午後 1 時 30 分～

議 事：柏崎市ガス事業譲渡に関する募集要項の決定について
柏崎市ガス事業譲渡に関する提案要領の決定について
柏崎市ガス事業譲渡に関する審査基準の決定について
柏崎市ガス事業譲渡に関する審査方法の決定について
柏崎市ガス事業民営化全体スケジュールについて

(3) 第3回

日 時：平成 28 年 10 月 21 日（金）午後 1 時 30 分～

議 事：提案内容審査について

応募者ヒアリングについて

今後のスケジュールについて

(4) 第4回

日 時：平成 28 年 11 月 2 日（水）午後 1 時 30 分～

議 事：提案内容審査について

(5) 第5回

日 時：平成 28 年 11 月 8 日（火）午前 9 時 30 分～

議 事：応募者ヒアリング

最優秀提案者及び優秀提案者の選定について

審査結果報告について

4 譲渡先選定の手順

(1) 第一次審査(資格審査)

第一次審査は、次の条件について行うこととした。

ア 募集要項「応募資格」に示す(1)～(7)までの条件を満たしていること。

イ 応募に必要な書類(以下「資格審査書類」という。)を全て提出していること。

募集要項「応募資格」に示す条件

審査項目	判断基準
(1)応募グループの構成員が、別の応募者(別の応募グループの構成員を含む。)として重複参加していないこと。	重複参加がある場合は失格
(2)事業主体として新会社の設立を予定している場合、当該新会社に出資する者は、全て応募グループの構成員であること(新会社の株式等の全てが、応募グループの構成員によって保有されること。)	応募グループの構成員以外が出資している場合は失格
(3)市ガス事業のうち、一般ガス導管事業(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)による改正後のガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項)とガス小売事業(同条第2項)を異なる事業主体で承継する場合は、双方又は片方の事業主体を、応募グループの構成員のみが出資する新会社とすること。その場合、当該新会社に出資する者は、全て応募者又は応募グループの構成員であること(当該新会社の株式等の全てが、応募者又は応募グループの構成員全員によって保有されること。)	応募グループの構成員以外が出資している場合は失格
(4)応募者又は応募グループの構成員のいずれかに、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)による改正前のガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条に定める一般ガス事業の事業実績があること。	実績が無い場合は失格
(5)応募者又は応募グループの構成員の全てが、国税及び地方税を滞納していないこと。	滞納している場合は失格
(6)応募者又は応募グループの構成員の全てについて、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがなされていないこと。	手続開始の申立てがされている場合は失格
(7)応募者又は応募グループの構成員、及びその役員に暴力団、暴力団員が含まれていないこと。	誓約書が提出されない場合は失格

資格審査書類

資格審査書類	備考
1 応募申請書(様式 1)	
2 グループ構成員表(様式 2)	応募グループで応募する場合に限る。
3 誓約書(様式 3)	
4 定款	最新のもの
5 納税証明書	市税その他の地方税及び法人税に係るもの。募集要項の配布日以後に交付されたもの。証明書は、本社所在地のものに限る。
6 法人登記簿謄本	募集要項の配布日以後に交付されたもの
7 会社概要書	最新のもの
8 貸借対照表	直近実績 3 か年分
9 損益計算書	直近実績 3 か年分
10 キャッシュフロー計算書	直近実績 3 か年分。直接法・間接法の別は問わない。ただし、キャッシュフロー計算書を作成していない場合は、減価償却明細表及び諸引当金等の資料を提出すること
11 株主資本等変動計画書(剰余金処分計算書)	直近実績 3 か年分。7 から 10 について連結決算を行っている場合、当該書類及び事業の種類別セグメント情報も提出すること
12 一般ガス事業の実績(様式 4)	事業認可証の写しを添付すること

(2) 第二次審査(提案審査)

第一次審査合格者に事業提案書(譲受希望価格を含む)の提出を求め、次のとおり書面評価とヒアリングを行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定することとした。

ア 事業提案書の審査

(ア) 譲受けに当たっての基本条件等を満たしていること。

(イ) 提案内容に現実性があること。

(ウ) 事業経費等に現実性があること。

イ ヒアリング

経営基盤、経営理念、保安技術力、地域社会貢献、譲渡価格等を含めた提案内容について説明を受け、総合的な評価を行うこととした。

(3) 事業者への基本条件等

市は、応募事業者へ事業譲受に際し、検討委員会の答申内容を理解するとともに、基本方針で定める事項を遵守しなければならないものとした。また、次の事項を要請した。

ア 市ガス公認工事店等の処遇について

お客さまの利便性及び地域経済の発展という面から、市ガス公認工事店が引き続き事業を行えるよう、指定工事店として認定すること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。

また、本支管等の工事の発注についても、市の入札参加資格のある地元事業者に優先的に発注するよう配慮に努めること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。

イ 地域貢献、地元雇用について

市ガス事業がその事業遂行において行ってきた地元事業者の活用や、委託業務等を通じた地元雇用に維持・拡大するように努めること。

ウ ガス事業従事職員の雇用について

市ガス事業に従事する職員について、本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。

エ お客さまに対する利便性の確保について

お客さまからの相談等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、現状の利便性を更に向上させること。

オ 行政との連携について

ガス管改良工事においては、道路管理者及び市上下水道事業と情報交換を行う等、平常時から行政と市民生活の安定のため、密接な連携、協力を図ること。

(4) 第二次審査の審査方法

第二次審査では、事業提案評価と価格提案評価を行うこととした。審査項目とそれぞれの配点は以下のとおりである。

審査項目と配点

審査項目		配点
1 全体計画の評価	経営理念、経営戦略	12
	事業実績	
	事業リスクに対する考え方	
	組織体制・協力会社	
	人員構成・採用計画・人材育成	
	会社設立又は支社・支店・営業所等の設置から事業開始までの体制及び計画	
2 地域社会・地域経済への貢献	地元ガス関係事業者の活用	16
	地域雇用の維持、拡大についての考え方	
	地域経済への貢献の考え方	
	地域社会への貢献の考え方	
3 保安体制・維持管理計画の評価	安定供給確保(原料調達)の基本的な考え方	16
	供給保安管理体制	
	需要家保安管理体制	
	緊急保安体制	
	災害時の保安体制	
	経年管更新計画等	
	工事実施体制	
4 顧客サービスの評価	料金計画	16
	営業計画の考え方	
	顧客サービスの考え方	
	個人情報の保護	
	料金収納、開閉栓、メーター取替及び検針	
	苦情対応	
5 経営計画の評価	資金調達計画書	10
	利益計画書	
	予定貸借対照表	
	資金計画書	
	設備投資計画書	
	提案点 計	70
6 譲受希望価格	価格点 計	30
	合計	100

事業提案評価と価格提案評価の点数配分は、本民営化が譲渡価格だけでなく、事業提案を重視していることを示すものである。また、各審査項目は、事業提案の中で市が譲渡先に求めている事項を具体的に示すものである。

5 募集、選定及び民営化までのスケジュール

行 程	日 時
(1)募集要項及び提案要領の公表	平成 28 年 5 月 9 日 (月)
(2)市ガス事業に関する資料の開示申込み	平成 28 年 5 月 9 日 (月) ～平成 28 年 5 月 13 日 (金)
(3)第 1 回目の質問の受付	平成 28 年 5 月 18 日 (水) ～平成 28 年 5 月 20 日 (金)
(4)第 1 回目の質問の回答	平成 28 年 6 月 3 日 (金)
(5)第一次審査(資格審査)書類の受付	平成 28 年 6 月 15 日 (水) ～平成 28 年 6 月 17 日 (金)
(6)第一次審査(資格審査)結果通知	平成 28 年 6 月 24 日 (金)
(7)現場説明会	平成 28 年 6 月 29 日 (水) ～平成 28 年 7 月 1 日 (金)の期間内 で 1 事業者につき半日程度
(8)第 2 回目の質問の受付	平成 28 年 7 月 4 日 (月) ～平成 28 年 7 月 6 日 (水)
(9)第 2 回目の質問の回答	平成 28 年 7 月 20 日 (水)
(10)第二次審査(事業提案書・譲受価格)の受付	平成 28 年 9 月 14 日 (水) ～平成 28 年 9 月 16 日 (金)
(11)ヒアリング	平成 28 年 11 月 8 日 (火)
(12)審査結果を市長へ報告	平成 28 年 11 月 9 日 (水)
(13)優先交渉権者決定通知	平成 28 年 11 月中旬
(14)基本協定締結	平成 28 年 12 月下旬
(15)事業譲渡仮契約	平成 29 年 2 月下旬
(16)事業譲渡に関連する議案提出	平成 29 年 2 月定例会議
(17)事業譲渡譲受認可申請	平成 29 年 9 月
(18)事業譲渡	平成 30 年 4 月 1 日

6 審査経緯

(1) 第一次審査

市は、平成 28 年 5 月 9 日(月)に募集要項及び提案要領を公表し、平成 28 年 6 月 15 日(水)から平成 28 年 6 月 17 日(金)の間に、3 者から第一次審査(資格審査)の応募があった。

選定委員会は、募集要項に定める応募資格について審査した結果、3 者全てが条件を満たしていると判断し、第一次審査を合格とした。

(2) 第二次審査

市は、第一次審査を合格した 3 者に対して、平成 28 年 9 月 14 日(水)から平成 28 年 9 月 16 日(金)の各日午前 9 時～午後 5 時の間で、事業提案書(譲受希望価格含む)提出を求めた。

そのうち、北陸瓦斯株式会社、伊丹産業株式会社の 2 者から事業提案書の提出があった。

選定委員会は、2 者の事業提案書を書面評価、さらに平成 28 年 11 月 8 日(火)にヒアリングを行い審査した。

審査に当たっては、市ガス事業を将来にわたって安全で安定的に経営できる事業者を選定するという市の方針を踏まえて、総合的に評価した。

2 者からの提案内容は、検討委員会の答申内容、基本方針、募集要項及び提案要領を十分理解した提案であった。

7 審査結果

選定委員会は次のとおり、最優秀提案者及び優秀提案者を選定した。

(1) 最優秀提案者

最優秀提案者には、北陸瓦斯株式会社を選定した。同社は、新潟県内で長年にわたってガス事業を経営しており、これまでも安定的にガスを供給してきた事業者である。提案は、同社の実績と市ガス事業の実情を踏まえた提案であった。

特に、市ガス公認工事店等の処遇及びお客さまに対する利便性の確保においては、市の要請事項を十分理解した提案であり、実現性の高いものと評価した。

(2) 優秀提案者

優秀提案者には、伊丹産業株式会社を選定した。LP ガス事業の実績に加え、過去に複数の公営ガス事業の譲受実績があり、いずれも現在に至るまで確実に履行されている点からも、保安体制については市と遜色がないものと評価した。

また、同社グループの多角的経営方針を市ガス事業譲受に取り入れ、これまで無かった新たな事業の展開を図る等、民間事業者ならではの提案があった。

最優秀提案者及び優秀提案者の提案内容に関する評価は、次表のとおりである。

審査項目	提案内容と評価			
	最優秀提案者		優秀提案者	
	提案内容	評価点	提案内容	評価点
1 全体計画の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ガス事業者として、安定した経営基盤を有するとともに、長年にわたっての事業実績は評価できる。 ・さまざまな事業リスクに対して、具体的対応策の提案がある。 ・豊富な人的資源を背景に、社員教育や保安を含めた顧客サービスの充実に努めている。 	11	<ul style="list-style-type: none"> ・事業リスクや新規事業展開を踏まえた事業実施形態の提案がある。 ・多角的事業実績の経験を活かした事業展開を図っている。 	9
2 地域社会・地域経済への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・市ガス公認工事店を、原則引き続いて指定工事店と認定すること及び本支管工事を地元事業者が発注する等の地元業者に配慮した提案となっている。 ・新潟県内で広範囲にわたって事業展開しており、地域の事情を良く理解した提案となっている。 ・営業活動において、地元特産品等の活用の提案があり、ガス事業以外にも地域貢献への意識が高い。 ・地元事業者のニーズに応じたお得な料金メニューの提案があり、地域経済の発展に資するサービスの提供が期待できる。 ・支社を設置し、その社屋を地元事業者が発注する提案となっている。 	13	<ul style="list-style-type: none"> ・市ガス公認工事店及び本支管工事の地元事業者について、工事店として協力を依頼することとしており、地元業者に配慮した提案となっている。 ・都市ガス事業にとどまらず、他事業の展開に関する提案があり、その事業が都市ガス事業の継続にも寄与することが期待できる。 	11
3 保安体制・維	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の既存供給区域と一体的な保安体制が敷かれており、協力会社も含めたバツ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス事業法にのっとった保安体制を確立しており、設備メンテナンス等の維持管 	

持管理計画の評価	<p>クアッパ体制には信頼性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安管理や設備メンテナンス等において、高い技術力が期待できる。また、災害時の復旧・支援体制に豊富な実績を有している。 ・原料ガス受入が停止した場合等の緊急時における対応策として、大手ガス事業者ならではの設備を所有している。 ・しっかりとした社内教育体制と社内資格制度を確立している点は、保安に対する意識の高さがうかがえ、信頼ができる。 	15	<p>理は、市と遜色がないものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業開始に当たって、十分な事前調査を持って臨むことを提案しており、保安に関して信頼性がある。 	13
4 顧客サービスの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業譲受後 5 年間は、現行料金水準を上回らないことを約束している。 ・事業譲受後 5 年の期間内であっても、自社の料金メニューに合わせることで現行料金が下がることが確認できれば、値下げする提案がある。 ・お客様の需要構造に応じた料金メニューがあり、譲受後に、お客様にメリットがあれば直ぐに利用できる提案がある。 ・お客様との対応について、社員だけでなく関連会社社員も対象とした教育体制が敷かれている。 ・お客様窓口の設置等、お客様の利便性の向上に期待できる提案がある。 	15	<ul style="list-style-type: none"> ・事業譲受後 5 年間は現行料金水準を上回らないことを約束している。 ・通信機器等を用いたサービスにより、お客様の利便性向上が期待できる提案がある。 ・ISOにのっとりお客様対応がなされており、サービスの維持に安心感がある。 ・本社兼営業所を市の中心部に設置し、高い集客力のある場とする提案がある。 	11
5 経営	<ul style="list-style-type: none"> ・利益計画全体では、事業譲 		<ul style="list-style-type: none"> ・多角的な経営も考慮した経 	

計画の評価	受後の運営に見込まれる損益を精緻に見積もっており、実現性の高い計画は評価できる。 ・設備投資計画は、市の計画に沿った適切な投資計画がされている。	7	営計画がなされている。 ・設備投資計画は、市の計画に沿った適切な投資計画がされている。	5
提案点 計		61		49
6 譲受 希望価格	61.4 億円 (税抜)	30	52.17 億円 (税抜)	25.5
合 計		91		74.5

8 総評

最優秀提案者の北陸瓦斯株式会社においては、新潟県内での長年にわたる都市ガス事業の実績を背景に、保安体制や保安技術の水準の高さが、信頼感のある提案として受け止められた。そのことも含めて、安心・安全かつ安定的なガス供給のできる優れた事業者であると高く評価した。

また、地域の実情をよく理解しており、お客さまサービスにおいても、これまで以上の利便性が図られるものと評価した。

地元事業者に与える経済的な影響についても、永続的に事業実施が図られることができると評価した。

優秀提案者の伊丹産業株式会社においては、これまでも公営ガス事業の譲受実績があり、保安等の面では市と遜色がないものと評価した。

一方、多角的経営によるさまざまな事業展開は、これまでにないビジネスモデルとしてお客さまの利便性や市の発展において、有意なものであるものの、市の状況を考慮すると、一部の提案にやや実現性が乏しいと評価した。

柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、ガス事業を民営化にするに当たり、将来にわたって安全で安定的に経営していくことができる最も優れた事業者を選定するため、柏崎市ガス事業譲渡先選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、譲渡先を選定し、その結果を市長に提出するものとする。

- (1) 募集要項及び審査基準に関する事項
- (2) 提案書の審査に関する事項
- (3) 譲渡価格の設定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、譲渡先の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員の選任に関する事項は、市長が別に定める。

(任期)

第5条 委員の任期は、選任の日から所用の審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議録の公開)

第8条 委員長は、会議録を作成し、各委員の承認を受けるものとする。

- 2 会議録は、公開する。ただし、委員長が委員会に諮り、公開しないことについて出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しない。

(謝礼及び実費弁償)

第9条 委員への謝礼及び実費弁償については、予算の範囲内で市長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、ガス水道局経営企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会

に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 3 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 委員の選任のために必要な手続きは、この要綱の施行の前においても行うことができる。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 7 条 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。